

鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月26日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第51号

鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第51号）第219条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第52号）第190条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定入居者生活介護」を「指定特定施設入居者生活介護（鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第199条に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定

施設入居者生活介護（鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年鳥取市条例第45号）第130条に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年鳥取市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第168条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「当該施設以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項ただし書を次のように改める。

ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上とする。

第12条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第10項中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第219条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

第22条第3項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者

生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。